

質 疑

議案に対して、深沢幸子議員、伊藤悦子議員、金剛寺博議員の3名が質疑を行いました。
その一部を掲載します。

◆議案第1号 龍ヶ崎市
公の施設に係る指定管理
者の指定手続等に関する
条例について

議員 公の施設の指定管
理の指定手続等について、
共通の部分に関して統一
に規定をする理由をお伺
いします。

総合政策部長 これまで
指定管理者制度を運用す
る際には各施設それぞれ
の設置及び管理に関する
条例において、指定等に
関して必要な事項を規定
したところですが、現在、
指定管理を行っている施
設の多くが平成31年度以
降に更新時期を迎えると
ともに、今後も適用施設
が増える状況にあること
から、指定管理者の指定
手続に関する基本的な事
項など、共通する部分に
ついて手続等の統一を図
り、同様の運用とし、より
適正を期するために規定
するものです。

◆議案第2号 龍ヶ崎市
牛久沼管理基金条例につ
いて

議員 これは牛久沼管理
基金を設置するものです
が、設置に至った経過につ
いてお伺いします。

総合政策部長 牛久沼に
つきましては所有権の帰
属に関する問題がありま
したことから、牛久沼に係
る土地の売払収入や貸付
収入を本市の歳入として
受け入れ、その後、本市の
財政調整基金の中で、通
称、預り金として管理して
きたところですが、平成28
年12月に牛久沼の所有権
の帰属に関する問題につ
きましては関係者間の合
意が成立したところです。
これに伴い、土地所有者と
しての管理責任も明確と
なったことから、本年1月
に牛久沼の共有者であり
ます河内町との間で、牛久
沼の管理費用は土地の持
ち分割合に応じて負担す
ること、管理費用として必

要な額は原則として本市
が設置する基金から繰り
出すこと及び牛久沼に係
る土地の売払収入や貸付
収入は原則として本市の
予算を経て、当該基金に
積み立てることなどを定
めた牛久沼の管理等に関
する協定を締結しました。
このようなことから牛久
沼の環境保全や水質浄化
の促進など、適正な管理
に資することを目的とし
て、龍ヶ崎市牛久沼管理
基金を設置するため、本
条例を制定しようとする
ものです。

◆議案第3号 龍ヶ崎市
特定健康診査等実施条例
の特例に関する条例につ
いて

議員 今回新たに追加と
なる特定健康診査を実施
することにした目的と年
齢設定の理由についてお
伺いします。

健康福祉部長 健診項目
に特定健康診査を新たに

追加した目的でございま
すが、平成29年度主要施
策アクションプランに掲
げております健康づくり
の推進に向けた取り組み
の一つとして、特定健康
診査の節目年齢の被保険
者を対象に、受診者負担
金、自己負担金の無料化
を実施するものです。健
診環境の改善を図り、受
診につながる働きかけを
することにより、疾病の
早期発見・早期治療と
いった健康意識の向上を
目的としています。

次に、対象年齢の設定
理由ですが、平成27年3
月に策定しましたデータ
ヘルス計画の分析結果に
よりますと40歳代、50歳代
の受診率が低いという結
果が出ています。受診率
の低い年齢層にターゲット
を絞り、節目年齢健診
をきっかけに継続的な受
診につなげ、受診率向上
を目指します。

また、得られる効果に
ついては眼の機能異常は
成長してから発見される
と治療に時間がかかるた
め、できるだけ早期に異
常のある子を発見し、早

◆議案第9号 龍ヶ崎市
特別職の職員で非常勤の
ものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改
正する条例について

議員 視能訓練士の配置
理由及び配置することに
よって得られる効果をお
聞かせください。

総務部長 視能訓練士の
配置理由でございませう
けれども、市内の小学校
の児童に弱視など、眼の
機能に異常のある子が多
いと眼科医からの情報提
供がございましたことか
ら、平成29年度から新たに
4歳児の眼の健診の導入
を予定しております。こ
の健診にあたり、国家資
格である視能訓練士を非
常勤特別職として追加す
るものです。

また、得られる効果に
ついては眼の機能異常は
成長してから発見される
と治療に時間がかかるた
め、できるだけ早期に異
常のある子を発見し、早

期治療を開始するため
です。

◆議案第16号 平成28年
度龍ヶ崎市一般会計補正
予算(第4号)

議員 高齢者生きがい対
策事業の事業内容を教え
てください。

健康福祉部長 この事業
は高齢者等が地域社会の
中で役割を持つて生き生
きと生活できるよう、自
らの生きがいや健康づく
りを行う活動を支援する
ものであり、国が定める
高齢者生きがい活動促進
事業実施要綱に基づき、
市内のNPO法人ユーア
ンドアイが自身の事業所
において高齢者の居場所
的活動を行うことに対し、
その初年度設備の整備に
必要となる報酬、需用費、
委託料、使用料及び賃借
料、備品購入費等につい
て、100万円を限度と
して助成するものです。